特定(產業別)最低賃金

特定(産業別) 最低賃金の件名	適用する使用者の範囲	発効日	特定最低賃金額	適用除外労働者 この欄に掲げる労働者は、山形県最低賃金 が適用になります。
ポンプ・圧縮機器、一 般産業用機械・装置、 他にお対数されないはん	ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業業 (家庭用エレベラ製造業及び冷凍機・温湿下同じ。 が冷凍機・温湿下同じ。 が冷凍機・以下にはん用機・ に分類されないはん用機・ に分類とされないはん用機・ はで発きでではる 機械製造業、 真空と機械・ はで装置 と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	R7.12.23	58円up 1時間 1,070 円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、 技能習得中のもの
用機械 ・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業	を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会がポートででは できまる できまる できます できます できます できます できます できます できます できます	R6.12.25	【現行時間額】 1,012 1時間 円	(3) 清掃、片付け、賄い又は手作業に よる包装の業務に主として従事す る者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、電気機械器具製造業(民生用電気機械器具製造業、電池製造業、医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同	R7.12.23	59円up 1時間 1,055 円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者(2) 雇入れ後6月未満の者であって、 技能習得中のもの(3) 次に掲げる業務に主として従事 する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務
具、情報通信機械器具 製造業	じ。)、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者	R6.12.25	【現行時間額】 1時間 996 円	ロ 手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務 ハ 手作業による包装、袋詰め、 箱詰め、塗布、選別又は部品の差し、曲げ若しくは切りの 業務
自動車•同附属品製	自動車・同附属品製造業、当 該産業において管理、補助的 経済活動を行う事業所又は純 粋持株会社(管理する全子会	R7.12.23	58円up 1時間 1,070 円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、 技能習得中のもの
造業	社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者	R6.12.25	【現行時間額】 1時間 1,012 円	(3) 清掃、片付け、賄い又は手作業に よる包装の業務に主として従事す る者
自動車整備業	自動車整備業(原動機付自転車に係るものを除く。以下同じ。)、純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車整備業に分類されるものに限る。)又	R7.12.23 ※山形県最低賃金が適用 されます。	1時間 1,032 (山形県最低賃金)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者
(自動車分解整備の業務 に従事する者に限る。)	は道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条の自動車特定整備事業(道路運送車両法施行規則第3条の分解整備を行うものに限る。)を営む使用者	R6.12.25	【現行時間額】 1時間 1,017 円	(2) 雇入れ後6月未満の者であって、 技能習得中のもの

(注)「特定(産業別)最低賃金」が適用されない労働者には、「山形県最低賃金」が適用になります。

山形労働局 - 各労働基準監督署